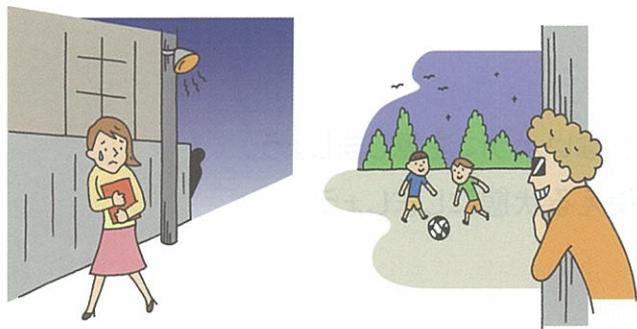
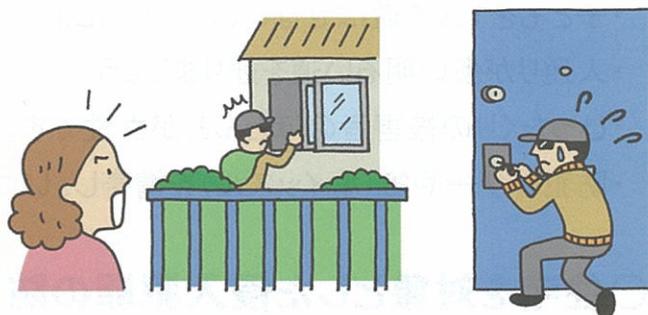


秋の安全なまちづくり県民運動！

子どもと女性の 犯罪被害防止



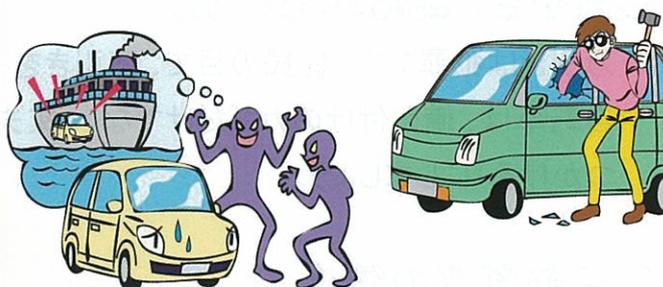
住宅を対象とした 侵入犯罪の防止



万引き、自転車盗 の防止



自動車盗の防止



暴力追放運動 の推進



振り込め詐欺の被害防止



すぐに振り込まない！

家族や警察に
相談しましょう！

秋の安全なまちづくり県民運動

運動期間

10月11日(火)

～

10月20日(木)

スローガン

犯罪にあわない 犯罪を起こさせない 犯罪を見逃さない

運動の重点

○子どもと女性の犯罪被害防止

- ・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。
- ・人通りが多い明るい道を通りましょう。
- ・ひったくりの被害者のほとんどが女性です。狙われないように注意しましょう。
- ・防犯ブザーや笛(ホイッスル)を携帯し、いつでも使える状態にしましょう。

○住宅を対象とした侵入犯罪の防止

- ・短時間の外出でも、また、在宅中も必ずカギをかけましょう。さらに、窓やドアは「ツーロック」(カギを2つかける)にしましょう。
- ・門灯や玄関灯を一晩中つけるなど、家の周りを常に明るくしましょう。

○万引き、自転車盗の防止

- ・万引きは犯罪です。住民の目で、万引きをさせないよう、見逃さないようにしましょう。
- ・自転車は、備え付けのカギだけでなく、丈夫なワイヤー錠などを使って「ツーロック」(カギを2つかける)にしましょう。

○自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間でも必ずカギをかけましょう。
- ・イモビライザや警報機などの盗難防止装置を取り付けましょう。

○暴力追放運動の推進

- ①暴力団を利用しない ②暴力団を恐れない ③暴力団に金を出さない
の「暴力追放三ない運動」を勇気を持って進めていきましょう。



<年間取組事項>

◇振り込め詐欺の被害防止

- ・電話によるお金の要求に対しては、「すぐに振り込まない」「ひとりで振り込まない」を徹底しましょう。
- ・落ち着いて話を聞き、要点をメモしたら、一旦、電話を切り、家族や警察に相談しましょう。